

議 案 目 録

平成31年(2019年)2月25日

番 号	件 名
議案第 2 号	平成30年度(2018年度)彦根市一般会計補正予算(第8号)
議案第 3 号	平成31年度(2019年度)彦根市一般会計予算
議案第 4 号	平成31年度(2019年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 5 号	平成31年度(2019年度)彦根市下水道事業特別会計予算
議案第 6 号	平成31年度(2019年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算
議案第 7 号	平成31年度(2019年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 8 号	平成31年度(2019年度)彦根市介護保険事業特別会計予算
議案第 9 号	平成31年度(2019年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 10 号	平成31年度(2019年度)彦根市病院事業会計予算
議案第 11 号	平成31年度(2019年度)彦根市水道事業会計予算
議案第 12 号	彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第 13 号	彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 15 号	彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 16 号	彦根市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 17 号	平成30年度および平成31年度における彦根市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 18 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
議案第 19 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 20 号	ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例案
議案第 21 号	彦根市城山観覧料徴収条例等の一部を改正する条例案
議案第 22 号	彦根市立保育所設置条例および彦根市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例案
議案第 23 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 24 号	彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第 25 号	彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 26 号	彦根市旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 27 号	彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 28 号	彦根市消防団条例の一部を改正する条例案
議案第 29 号	彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 30 号	彦根市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 31 号	彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 32 号	彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 33 号	彦根市民会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 34 号	彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 35 号	ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 36 号	みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 37 号	彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 38 号	彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 39 号	彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 40 号	彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 41 号	彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 42 号	彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 43 号	宇曾川漁港漁船管理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 44 号	彦根市漁港等管理条例の一部を改正する条例案
議案第 45 号	彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 46 号	ひこね燦ぱれすの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 47 号	夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 48 号	彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案
議案第 49 号	彦根市公園条例の一部を改正する条例案

議案第 50 号	彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 51 号	彦根市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案
議案第 52 号	彦根市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 53 号	市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

議案第 12 号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号ウ中「に係る総合調整」を削り、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 文化およびスポーツの総合調整に関すること。

第 1 条第 1 号に次のように加える。

キ 防災および危機管理に関すること。

ク 文化財の保護に関すること。

第 1 条第 2 号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「および自治振興」を「、自治振興および地域の安全」に改め、同号中オをエとし、カをオとし、同条第 3 号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(彦根市国民保護協議会条例および彦根市国民保護対策本部および彦根市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「総務部」を「市長直轄組織」に改める。

(1) 彦根市国民保護協議会条例(平成 18 年彦根市条例第 3 号)第 7 条

(2) 彦根市国民保護対策本部および彦根市緊急対処事態対策本部条例(平成 18 年彦根市条例第 4 号)第 6 条

議案第 13 号

彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「557 人」を「581 人」に改め、同項第 9 号中「210 人」を「186 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年彦根市条例第 25 号)の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を
加える。

- (1) 公益社団法人彦根観光協会

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 27 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し
必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

彦根市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成 20 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 41 号)による改正前の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下この項において「旧法」という。)第 104 条第 4 項第 2 号の規定により旧法第 83 条に規定する大学(当該大学に置かれる旧法第 91 条に規定する専攻科および旧法第 97 条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第 17 号

平成 30 年度および平成 31 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

平成 30 年度および平成 31 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 30 年度および平成 31 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例(平成 30 年彦根市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成 31 年 5 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 90 条第 1 項第 1 号中「、当該身体障害者もしくは精神障害者」を「もしくは精神障害者」に改め、「身体障害者等」という。)の次に「、当該身体障害者等」を加え、同条第 2 項中「身体障害者または」を「身体障害者等または」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市市税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(5)の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表(11)の項中「180,000 円」を削り、同項の次に次のように加える。

ア イおよびウに掲げる場合以外の場合	180,000 円
イ 法第 48 条第 16 項第 1 号に該当する場合	110,000 円
ウ 法第 48 条第 16 項第 2 号に該当する場合	130,000 円

第 3 条の表(14)の項中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同表(42)の項中「第 86 条の 8 第 3 項」の次に「(法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次の 3 項を加える。

(42)の 2 法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	27,000 円
(42)の 3 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	120,000 円
(42)の 4 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円

第 3 条の表(43)の項から(46)の項までの規定中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 20 号

ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) その他市長が必要と認める事業

第 3 条第 2 項中「前条第 6 号」を「前条第 7 号」に改める。

第 4 条の見出しを「(寄附金の管理)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる事業の指定があった寄附金について、当該各号に定める基金に積み立てるものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、第 2 条第 7 号に掲げる事業の指定があった寄附金について、同条各号の事業の財源に充てるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のふるさと彦根応援寄附条例の規定は、この条例の施行の日以後に寄附の申込みを受けた寄附金について適用し、同日前に寄附の申込みを受けた寄附金については、なお従前の例による。

議案第 21 号

彦根市城山観覧料徴収条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市城山観覧料徴収条例等の一部を改正する条例

(彦根市城山観覧料徴収条例の一部改正)

第 1 条 彦根市城山観覧料徴収条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条および第 9 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(彦根市文化財保護条例の一部改正)

第 2 条 彦根市文化財保護条例(昭和 47 年彦根市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は」を「市長は、」に、「あたっては」を「当たっては、」に、「その他」を「その他の」に改める。

第 4 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に、「うけた」を「受けた」に改め、同条第 3 項中「教育委員会は、」を「市長は、第 1 項の規定により」に改め、同条第 4 項中「彦根市文化財委員会」を「彦根市文化財保護審議会」に改める。

第 5 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第 6 条第 1 項中「これにもとづく教育委員会規則および教育委員会」を「この条例に基づく規則および市長」に、「または助言もしくは指導もしくは勧告」を「、助言、指導または勧告」に改め、同条第 2 項中「滅失またはき損し、もしくは亡失したときは、すみやかに」を「滅失し、もしくは毀損し、またはこれを亡失し、もしくは盗み取られたときは、速やかに」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 4 項中「場合は」を「場合にあつては、」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第 7 条第 1 項中「特別の事情」を「当該市指定文化財の適切な管理のため必要」に、「代り」を「代わり」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「または第 3 項」を削り、「選

任もしくは解任した」を「選任した」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項に後段として次のように加える。

管理責任者を解任した場合も同様とする。

第7条第4項を同条第3項とする。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項中「当該市指定文化財が滅失、き損」を「、当該市指定文化財が滅失し、毀損し、」に、「教育委員会」を「市長」に、「所有者等管理責任者」を「所有者等、管理責任者」に改め、同条第2項中「き損している」を「毀損している」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「一に該当するときは」を「いずれかに該当するときは、市長は」に、「または」を「もしくは」に、「もしくは」を「または」に改め、同条第1号中「これにもとづく教育委員会規則」を「この条例に基づく規則」に改める。

第12条の見出し中「現状の変更」を「現状変更等」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「届け出者」を「届出者」に改める。

第13条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「届け出」を「届出」に改める。

第14条第1項および第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会」を「市長」に、「または助言もしくは指導もしくは勧告」を「、助言、指導または勧告」に、「、損失」を「および損失」に、「および」を「ならびに」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、「所有者等」の次に「、管理責任者」を加える。

第19条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「協議のうえ」を「協議の上、」に改める。

第20条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「買上げる」を「買い上げる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「申し出」を「申出」に、「教育委員会」を「市長」に、「買上げるか」を「買い上げるか」に、「当該市指定文化財所有者等」を「当該市指定文化財の所有者等」に改める。

第21条を次のように改める。

(審議会の設置)

第 21 条 第 1 条の目的の達成のため、法第 190 条第 2 項の規定により、市長の附属機関として彦根市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、ならびにこれらの事項に関して市長に建議する。

第 22 条の見出し中「文化財委員会」を「審議会」に改め、同条第 1 項中「文化財委員会」を「審議会」に、「学識経験等」を「文化財に関して優れた識見」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項および第 4 項中「文化財委員会」を「審議会」に改める。

第 23 条第 1 項中「文化財委員会」を「審議会」に改め、同条第 3 項中「文化財委員会」を「審議会」に、「教育委員会事務局」を「市長直轄組織」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(彦根市開国記念館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市開国記念館の設置および管理に関する条例(平成 20 年彦根市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第 4 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 6 条および第 7 条第 4 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 9 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例の一部改正)

第 4 条 特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 109 条第 1 項」を「第 109 条第 2 項」に改め、同条第 5 号中「すべて」を「全て」に改める。

第 8 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

第 5 条 彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 23 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「教育委員会は、市長が」を「市長は、」に改め、「(以下「審議会」とい

う。)」を削り、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項および第3項中「および教育委員会」を削る。

第5条中「および教育委員会」および「(市長にあっては、第8号に定める基準)」を削る。

第6条中「および教育委員会」を削る。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、「および教育委員会」を削る。

第8条第1項中「および教育委員会」を削り、同条第2項中「および教育委員会」を削り、「審議会」を「彦根市伝統的建造物群保存審議会」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

市長の附属機関として、彦根市伝統的建造物群保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第10条第2項中「および教育委員会」を削り、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「および教育委員会規則」を削る。

(彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第6条 彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成30年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号および第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第1条、第2条および第5条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした行為および教育委員会に対してされた行為は、第1条、第2条および第5条の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした行為および市長に対してされた行為とみなす。

3 この条例の施行後第2条の規定による改正後の彦根市文化財保護条例(以下この項において「新条例」という。)第21条第1項の規定により設置された彦根市文化財保護審議会の最初の会議は、新条例第23条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 この条例の施行前に第5条の規定による改正前の彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例第10条の規定により設置された彦根市伝統的建造物群保存審議会は、第5条の規定による改正

後の彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例第 10 条の規定により設置された彦根市伝統的建造物群保存審議会とみなす。

議案第 22 号

彦根市立保育所設置条例および彦根市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市立保育所設置条例および彦根市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

(彦根市立保育所設置条例の一部改正)

第 1 条 彦根市立保育所設置条例(昭和 26 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「保育料」の次に「および延長保育料」を加え、同条第 2 項中「および」を「、延長保育料および」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(延長保育料)

第 5 条 子ども・子育て支援法第 59 条第 2 号の規定により保育所で時間外保育を実施する場合における児童 1 人当たりの保育料(以下「延長保育料」という。)の額は、次のとおりとする。

利用時間の区分	延長保育料(日額)
午後 6 時 30 分から午後 7 時まで	200 円

(彦根市立認定こども園設置条例の一部改正)

第 2 条 彦根市立認定こども園設置条例(平成 29 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「保育料」の次に「および延長保育料」を加え、同条第 2 項中「、預かり広場使用料」を「、延長保育料、預かり広場使用料」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(延長保育料)

第5条 認定こども園において法第59条第2号の規定により時間外保育を実施する場合における小学校就学前子ども1人当たりの保育料(以下「延長保育料」という。)の額は、次のとおりとする。

利用時間	延長保育料(日額)
午後6時30分から午後7時まで	200円

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 23 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

第 38 条第 1 項中「580,000 円」を「610,000 円」に改め、同項第 2 号中「275,000 円」を「280,000 円」に改め、同項第 3 号中「500,000 円」を「510,000 円」に改め、同条第 3 項および第 4 項中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例(平成 27 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 38 号)の
一部を次のように改正する。

第 9 条中「診療日」の次に「(以下「診療日」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加え
る。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、診療日を変更することができ
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

彦根市旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例

彦根市旅館等建築規制に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「から第 4 項までに規定するホテル営業、旅館営業または、」を「に規定する旅館・ホテル営業または同条第 3 項に規定する」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第 8 号中「または水道環境」を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第 4 号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を、「同条第 3 号に規定する学校の卒業生」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて選択科目として水道環境を選択したものに係る改正後の第 3 条第 8 号の規定の適用については、その者は、同項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて選択科目として上水道および工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 28 号

彦根市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市消防団条例の一部を改正する条例

彦根市消防団条例(昭和 25 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(団員の種類)

第 1 条の 3 団員の種類は、基本消防団員および機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。

3 機能別消防団員は、大規模災害団員および大学生団員で構成し、特定の任務に限り従事する団員とする。

第 2 条第 1 号中「または勤務する」を「勤務し、または通学する」に改める。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、機能別消防団員(大規模災害団員に限る。)には、報酬を支給しない。

第 11 条第 1 項の表中「36,500 円」の次に「(機能別消防団員(大学生団員に限る。)にあっては、6,000 円)」を加える。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 1 号)の
一部を次のように改正する。

	「		「				
		円	円	円		円	円
		1,020	1,020	1,020		1,350	1,350
		410	410	410		410	410
別表中		610	610	610	を	620	620
		610	610	610		620	620
		610	610	610		620	620
		1,330	1,330	1,330		1,550	1,550
	」		」				に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 30 号

彦根市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市手数料条例の一部を改正する条例

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表健康診査の項中「1,000 円」を「1,300 円」に改め、同表骨粗鬆症^{しじょう}検診の項を削り、同

	「		「	
		600 円		700 円
		100 円		200 円
		500 円		600 円
		1,000 円		1,300 円
表肝炎ウイルス検診の項中		500 円	を	650 円
		900 円		1,170 円
		1,700 円		2,210 円
		1,200 円		1,560 円
		1,600 円		2,080 円
	」		」	

に改め、同表肺がん検診の項を次

のように改める。

肺がん検診	胸部エックス線検査	300 円
	かく痰検査	500 円

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表骨粗鬆症^{しじょう}検診の項を削る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第 5 号)の一部を
次のように改正する。

別表中

円	円	円
920	1,020	1 時間当たり 300
3,900	4,420	1 時間当たり 1,330
2,570	2,980	1 時間当たり 920
1,330	1,440	1 時間当たり 410
1 時間当たり 2,360		1 時間当たり 2,880

を

に改める。

円	円	円
960	1,090	1 時間当たり 310
4,080	4,660	1 時間当たり 1,350
2,720	3,110	1 時間当たり 930
1,360	1,550	1 時間当たり 410
1 時間当たり 3,120		1 時間当たり 3,810

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 32 号

彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

使用料

区分		午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間
		8 時 30 分から 10 時 30 分まで	10 時 30 分から 12 時 30 分まで	13 時から 15 時まで	15 時から 17 時まで	17 時以降 1 時間当たり
稲枝地区 公民館	大集会室	円 2,230	円 2,230	円 2,230	円 2,230	円 1,170
	実習室	600	600	600	600	350
	第 1 会議室	600	600	600	600	350
	第 2 会議室	470	470	470	470	250
	図書室	470	470	470	470	270
	調理実習室	800	800	800	800	420
西地区公 民館	大会議室	1,490	1,490	1,490	1,490	790
	実習室	670	670	670	670	360
	会議室	340	340	340	340	210
	図書室	270	270	270	270	170
東地区公 民館	大会議室	1,150	1,150	1,150	1,150	600
	実習室	670	670	670	670	360

	第1会議室	470	470	470	470	280
	第2会議室	470	470	470	470	250
	図書室	200	200	200	200	130
旭森地区 公民館	大会議室	1,080	1,080	1,080	1,080	560
	実習室	670	670	670	670	360
	第1会議室	130	130	130	130	110
	第2会議室	270	270	270	270	160
	図書室	540	540	540	540	320
	調理実習室	800	800	800	800	420
	第1集会室	870	870	870	870	440
	第2集会室	870	870	870	870	440
河瀬地区 公民館	大会議室	1,210	1,210	1,210	1,210	600
	実習室	540	540	540	540	320
	会議室	400	400	400	400	230
	図書室	470	470	470	470	270
中地区公 民館	大会議室	1,620	1,620	1,620	1,620	870
	実習室	740	740	740	740	380
	調理実習室	800	800	800	800	440
	会議室	270	270	270	270	160
	図書室	340	340	340	340	210
鳥居本地 区公民館	大会議室	2,230	2,230	2,230	2,230	1,160
	和室	470	470	470	470	280
	調理実習室	540	540	540	540	350
	会議室	800	800	800	800	400
	実習室	470	470	470	470	310
	図書室	340	340	340	340	210
南地区公 民館	大会議室	3,530	3,530	3,530	3,530	1,900
	和室	400	400	400	400	240
	調理実習室	800	800	800	800	420
	会議室	1,080	1,080	1,080	1,080	590
	実習室	950	950	950	950	500
	図書室	400	400	400	400	230

付 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市公民館の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 33 号

彦根市民会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市民会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市民会館の設置および管理に関する条例(平成 13 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	18 時から 21 時まで	9 時から 17 時まで	13 時から 21 時まで	9 時から 21 時まで
第 1 会議室	円 1,150	円 1,350	円 1,250	円 2,200	円 2,300	円 3,230
第 2 会議室	1,150	1,350	1,250	2,200	2,300	3,230
第 3 会議室	1,150	1,350	1,250	2,200	2,300	3,230
料理教室	1,150	1,350	1,250	2,200	2,300	3,230
ギャラリー A	1,560	1,770	—	3,130	—	—
ギャラリー B	1,350	1,560	—	2,720	—	—

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市民会館の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料について、第 6 条第 3 項の規定は、適用

しない。

議案第 34 号

彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第 4 号)の
一部を次のように改正する。

別表中	円	円	円	を	円	円	円	に改める。
	4,320	4,320	1,440		5,380	5,380	1,790	
	1,130	1,130	340		1,400	1,400	430	
	610	610	230		750	750	290	
	610	610	230		750	750	290	
	510	510	110		630	630	140	
	1,540	1,540	470		1,920	1,920	580	
	1,240	1,240	380		1,540	1,540	470	
1,440	1,440	460	1,790	1,790	570			

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 35 号

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成 8 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

使用料

区分		基本使用料(円)						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	18 時から 22 時まで	9 時から 17 時まで	13 時から 22 時まで	9 時から 22 時まで	
グラウンド ホール	平日	25,130	42,950	55,520	61,800	89,030	112,080	
	休日等	32,470	55,520	72,280	80,660	116,280	145,610	
エコーホ ール	平日	6,280	11,520	14,660	15,700	24,080	29,330	
	休日等	8,370	14,660	18,850	20,950	31,420	37,700	
メッセホ ール	平日	6,070	9,630	12,880	14,450	20,530	26,500	
	休日等	7,330	10,470	14,660	16,750	23,030	30,370	
楽 屋	グラン ドホー ール	第 1 楽屋	1,030	1,350	1,460	2,200	2,500	3,450
		第 2 楽屋	1,030	1,350	1,460	2,200	2,500	3,450
		第 3 楽屋	1,030	1,350	1,460	2,200	2,500	3,450
		第 4 楽屋	1,560	2,080	2,300	3,350	3,970	5,330
		第 5 楽屋	1,560	2,080	2,300	3,350	3,970	5,330
	共用	第 6 楽屋	1,560	2,080	2,300	3,350	3,970	5,330
		第 7 楽屋	1,030	1,350	1,460	2,200	2,500	3,450

エコー ホール	第 8 楽屋	520	730	830	1,150	1,460	1,880
	第 9 楽屋	520	730	830	1,150	1,460	1,880
	第 10 楽 屋	1,030	1,350	1,460	2,200	2,500	3,450
第 1 リハーサル室		4,280	5,750	6,280	9,000	10,780	14,660
第 2 リハーサル室		1,250	1,560	1,770	2,610	2,930	3,970
特別会議室		2,400	3,350	3,660	5,130	6,170	8,370
視聴覚室		2,400	3,350	3,660	5,130	6,170	8,370
和室研修室		1,880	2,400	2,720	3,870	4,600	6,170
第 1 研修室		1,250	1,560	1,770	2,610	2,930	3,970
第 2 研修 室	全面	2,400	3,130	3,450	5,130	5,860	7,950
	半面	1,250	1,560	1,770	2,610	2,930	3,970
第 3 研修 室	全面	2,400	3,130	3,450	5,130	5,860	7,950
	半面	1,250	1,560	1,770	2,610	2,930	3,970
展示ロビー		1,250	1,560	1,770	2,610	2,930	3,970

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料について、第 7 条第 3 項の規定は、適用しない。

議案第 36 号

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成 10 年彦根市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 9 条関係)

使用料

区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			8 時 30 分 から 12 時 まで	13 時から 1 7 時まで	18 時から 2 1 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	13 時から 2 1 時まで	8 時 30 分 から 21 時 まで
多目的 ホール	平日	電動椅子・ 舞台使用	円 10,570	円 15,600	円 14,970	円 23,460	円 27,550	円 37,400
		舞台使用	7,430	10,880	10,470	16,430	19,370	26,180
		ホールのみ 使用	5,330	7,850	7,430	11,730	13,820	18,750
	休日 等	電動椅子・ 舞台使用	13,720	20,320	19,480	30,480	35,820	48,600
		舞台使用	9,630	14,230	13,610	21,360	25,030	34,030
		ホールのみ 使用	6,900	10,150	9,730	15,280	17,900	24,400
楽屋			930	1,030	830	1,770	1,670	2,610
練習室(1)			830	930	730	1,770	1,560	2,300
練習室(2)			620	620	520	1,150	930	1,560

練習室(3)	410	520	410	730	730	1,150
展示コーナー	830	930	730	1,770	1,560	2,300

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のみずほ文化センターの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料について、第 9 条第 3 項の規定は、適用しない。

議案第 37 号

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,440 円」を「1,460 円」に、「1,640 円」を「1,670 円」に、「510 円」を「520 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例の一部を改正する条例

彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例(昭和 63 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1,230 円」を「1,620 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市立学校運動場照明設備の使用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 39 号

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(平成 22 年彦根市条例第 28 号)の一部
を次のように改正する。

別表 1 の表中	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">510 円</td><td style="text-align: center;">1,020 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">770 円</td><td style="text-align: center;">1,540 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,020 円</td><td style="text-align: center;">2,040 円</td></tr> </table>	510 円	1,020 円	770 円	1,540 円	1,020 円	2,040 円	を	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">520 円</td><td style="text-align: center;">1,040 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">780 円</td><td style="text-align: center;">1,560 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,030 円</td><td style="text-align: center;">2,060 円</td></tr> </table>	520 円	1,040 円	780 円	1,560 円	1,030 円	2,060 円	」	に改め、別表 2 の表を
	510 円	1,020 円																	
	770 円	1,540 円																	
1,020 円	2,040 円																		
520 円	1,040 円																		
780 円	1,560 円																		
1,030 円	2,060 円																		
	」		」																

次のように改める。

2 宿泊室以外の施設等使用料

区分	単位	時間区分	使用料	
			市内の団体	市外の団体
集会室	1 施設につき時間区分当たり	午前	1,620 円	3,240 円
		午後	2,170 円	4,340 円
		夜間	1,620 円	3,240 円
学習室		午前	800 円	1,600 円
		午後	1,080 円	2,160 円
		夜間	800 円	1,600 円
指導棟		午前	1,010 円	2,020 円
		午後	1,350 円	2,700 円
		夜間	1,010 円	2,020 円
研修棟 1 階	午前	400 円	800 円	
	午後	540 円	1,080 円	
	夜間	400 円	800 円	

研修棟 2 階		午前	570 円	1,140 円
		午後	760 円	1,520 円
		夜間	570 円	1,140 円
創作活動棟		午前	1,220 円	2,440 円
		午後	1,630 円	3,260 円
		夜間	1,220 円	2,440 円
キャンプ場	1 区画につき 1 泊当たり		1,030 円	2,060 円
リバーボート	1 人につき 1 回当たり		130 円	260 円
陶芸窯	1 回当たり		30,000 円	60,000 円
備考				
<p>1 宿泊室以外の施設等使用料は、食費、野外炊飯用、キャンプファイヤー用および陶芸窯用の薪代その他の費用を含まない。</p> <p>2 キャンプ場の使用料は、テントおよびその附属備品の使用料を含む。</p> <p>3 「午前」とは午前 9 時から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいい、「夜間」とは午後 6 時から午後 9 時までをいう。</p> <p>4 集会室、学習室、指導棟、研修棟 1 階、研修棟 2 階および創作活動棟を同時に複数の団体が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料を使用団体数で除して得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>				

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 40 号

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「博物館資料の撮影、熟覧および貸出し等(以下「特別利用」という)」を「特別利用(博物館資料を熟覧し、撮影し、もしくはその原板を使用し、または博物館資料の貸出しを受けることをいう。以下同じ)」に、「受けようとする」を「しようとする」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 8 条関係)

区分	単位	特別利用料	
熟覧	1 点 1 日	2,500 円	
撮影	写真	1 点 1 回	3,100 円
	映画・ビデオ		7,100 円
原板の使用	1 枚 1 回	3,500 円	
貸出し	別に定める。		

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3(第 9 条関係)

使用料

区分	午前	午後	全日
	8 時 30 分から 12 時まで	13 時から 17 時まで	8 時 30 分から 17 時まで
能舞台	17,400 円	20,900 円	34,500 円
木造棟	12,500 円	14,700 円	24,600 円
講堂	2,100 円	2,400 円	4,300 円

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根城博物館の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた改正後の第 8 条第 1 項の規定による特別利用の許可の申請に係る特別利用料および第 9 条第 1 項の規定による使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた改正前の第 8 条第 1 項の規定による特別利用の許可の申請に係る特別利用料および第 9 条第 1 項の規定による使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 41 号

彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例(昭和 53 年彦根市条例第 1 号)の一部
を次のように改正する。

別表中	円	円	円	を	円	円	円	に改める。
	600	600	150		810	810	200	
	400	400	100		540	540	130	
	1,400	1,400	350		1,900	1,900	470	
	600	600	150		810	810	200	
	200	200	50		270	270	60	
	1,800	1,800	450		2,450	2,450	610	

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 42 号

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和 47 年彦根市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「300 円」を「350 円」に改める。

第 21 条第 1 項第 1 号中「340 円」を「440 円」に改め、同項第 2 号中「440 円」を「560 円」に改める。

別表し尿の項中「450 円」を「470 円」に、「380 円」を「390 円」に改め、「。ただし、1 人世帯の場合は、人頭料を 190 円とする。」および「(1 人世帯の場合は、190 円の人頭料)」を削り、「1 リットルにつき 9 円」を「10 リットルまでごとに 94 円」に、「850 円」を「890 円」に改め、同表ごみの項中「300 円」を「350 円」に、「340 円」を「440 円」に、「440 円」を「560 円」に、「40 キログラムを超える場合に」を「20 キログラムを超える場合に」に、「40 キログラムを超える重量 20 キログラムまでごとに 220 円」を「20 キログラムを超える重量 20 キログラムまでごとに 280 円」に、「100 円」を「200 円」に、「400 円を」を「500 円を」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 21 条第 1 項第 1 号および第 2 号ならびに別表し尿の項およびごみの項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入された産業廃棄物ならびに収集されたし尿および処分されたごみに係る手数料について適用し、同日前に搬入された産業廃棄物ならびに収集されたし尿および処分されたごみに係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 43 号

宇曾川漁港漁船管理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

宇曾川漁港漁船管理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

宇曾川漁港漁船管理施設の管理に関する条例(平成 11 年彦根市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表中「360 円」を「370 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の宇曾川漁港漁船管理施設の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 44 号

彦根市漁港等管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市漁港等管理条例の一部を改正する条例

彦根市漁港等管理条例(平成 6 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 の表中「300 円」を「310 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市漁港等管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた占用の許可の申請に係る占用料について適用し、同日前に行われた占用の許可の申請に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 45 号

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 9 号)の
一部を次のように改正する。

別表中	円	円	円	円	を	円	円	円	円	に
	1,540	1,850	3,080	820		2,030	2,440	4,070	1,080	
	1,330	1,540	2,570	610		1,760	2,030	3,400	800	
	1,130	1,330	2,160	560		1,490	1,760	2,860	730	
	1,440	1,640	2,880	610		1,900	2,170	3,810	800	

改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 46 号

ひこね燦ばれすの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

ひこね燦ばれすの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

ひこね燦ばれすの設置および管理に関する条例(平成 14 年彦根市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

ひこね燦ばれす使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
	9 時から 12 時 30 分まで	12 時 30 分から 17 時まで	17 時から 21 時まで	9 時から 17 時まで	12 時 30 分から 21 時まで	9 時から 21 時まで	
教養文化室	円 1,770	円 2,300	円 2,300	円 3,660	円 4,180	円 5,130	
多目的 ホール	軽運動 使用	3,230	4,180	4,180	6,600	7,630	9,420
	会議使 用	7,750	10,260	10,260	15,700	18,850	22,000
	電動椅 子使用	9,830	13,610	13,610	20,950	23,030	28,280
研修室 1	1,350	1,670	1,670	2,610	2,820	3,450	
研修室 2	1,980	2,500	2,500	3,870	4,600	5,430	
ミーティングル ーム	880	1,150	1,150	1,670	1,880	2,300	
視聴覚教材室	1,560	2,080	2,080	3,130	3,550	4,400	
会議室	2,080	2,720	2,720	4,280	4,920	6,070	

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のひこね燦ばれすの設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 47 号

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

200 円	180 円
100 円	80 円

」 を 「

270 円	240 円
130 円	110 円

」 に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「および新海浜水泳場駐車場」を削る。

別表第 1 新海浜水泳場駐車場の項を削る。

別表第 2 中「・新海浜水泳場駐車場」を削る。

別表第 3 新海浜水泳場駐車場の項を削る。

第 2 条 彦根市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 2 条関係)

駐車場	種別	使用料		
いろは松駐車場 二の丸駐車場 桜場駐車場 大手前駐車場 本町駐車場	大型車	1 回につき	2,000 円	
	普通車		1,000 円	
	単車		300 円	
松原水泳場駐車場	大型車		2,000 円	
	普通車		700 円	
	単車		200 円	
京橋口駐車場	大型車		2,000 円	
	普通車		2 時間以内	400 円
			2 時間を超え 8 時間以内	400 円に、2 時間を超え 1 時間ごとに 100 円を加算した額
			8 時間を超え 24 時間以内	1,000 円
	単車		1 回につき	300 円

備考

- 1 大型車には、マイクロバスを含む。
- 2 車両の退場時間が駐車した駐車場の供用の終了時間を過ぎる場合の使用料(京橋口駐車場の普通車の使用料を除く。)は、駐車した日の翌日以降において当該駐車場の供用の開始時間を過ぎるごとに、使用回数を加算して算定するものとする。
- 3 京橋口駐車場の普通車の駐車時間が連続して24時間を超える場合の使用料は、1,000円に24時間を超える24時間までごとに1,000円(この表により計算した額が1,000円に満たない場合にあっては、その額)を加算した額とする。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

議案第 49 号

彦根市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	を	「	早朝 6:00~8:00	早朝	6 時から 8 時まで
		午前 8:00~12:30	午前	8 時から 12 時 30 分まで	
		午後 12:30~17:00	午後	12 時 30 分から 17 時まで	
		前夜 17:00~19:30	前夜	17 時から 19 時 30 分まで	
		後夜 19:30~21:30	後夜	19 時 30 分から 21 時 30 分まで	
		早朝 6:00~8:00	早朝	6 時から 8 時まで	
		午前(前) 8:00~10:00	午前(前)	8 時から 10 時まで	
		午前(後) 10:00~12:00	午前(後)	10 時から 12 時まで	
		午後(前) 12:00~14:30	午後(前)	12 時から 14 時 30 分まで	
		午後(後) 14:30~17:00	午後(後)	14 時 30 分から 17 時まで	
		前夜 17:00~19:30	前夜	17 時から 19 時 30 分まで	
		後夜 19:30~21:30	後夜	19 時 30 分から 21 時 30 分まで	
		早朝 6:00~8:00	早朝	6 時から 8 時まで	
		午前 8:00~12:30	午前	8 時から 12 時 30 分まで	
		午後 12:30~17:00	午後	12 時 30 分から 17 時まで	
		前夜 17:00~19:30	前夜	17 時から 19 時 30 分まで	
		後夜 19:30~21:30	後夜	19 時 30 分から 21 時 30 分まで	
		」	」		

に改める。

別表第 3 中野球場の項を次のように改める。

野球場	早朝	6時から8時まで	1,230円	入場料総収入額の10パーセントに相当する額。ただし、10パーセントに相当する額が10,000円に満たないときは、10,000円とする。	本部席、スコアボードその他備品類の使用料は、別に定める。 夜間照明の使用料は、電力量料金の範囲内において、別に定める。
	午前	8時から12時30分まで	4,620円		
	午後	12時30分から17時まで	6,170円		
	前夜	17時から19時30分まで	2,360円		
	後夜	19時30分から21時30分まで	2,360円		

別表第3中

早朝	6:00～8:00
午前(前)	8:00～10:00
午前(後)	10:00～12:00
午後(前)	12:00～14:30
午後(後)	14:30～17:00
前夜	17:00～19:30

を

早朝	6時から8時まで
午前(前)	8時から10時まで
午前(後)	10時から12時まで
午後(前)	12時から14時30分まで
午後(後)	14時30分から17時まで
前夜	17時から19時30分まで

に、

午前	6:00～12:00
午後	12:00～17:00

を

午前	6時から12時まで
午後	12時から17時まで

に改める。

第2条 彦根市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表中「3,080円」を「3,130円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

別表第2中「920円」を「930円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「1,690円」を「1,720円」に、「610円」を「620円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「720円」を「730円」に、「820円」を「830円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

別表第3中「1,230円」を「1,250円」に、「4,620円」を「4,700円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「610円」を「620円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「720円」を「730円」に、「8,220円」を「8,370円」に改める。

付 則

- この条例中第1条の規定は平成31年6月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の彦根市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 50 号

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(昭和 45 年彦根市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「200 円」を「210 円」に、「700 円」を「710 円」に、「610 円」を「620 円」に改める。

別表第 3 中「5,140 円」を「5,230 円」に、「610 円分」を「620 円分」に、「6,100 円」を「6,200 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた使用の申込みに係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された改正前の別表第 3 彦根市宮河瀬駅前西口駐車場の項に規定する回数駐車券は、施行日以後に行われた彦根市宮河瀬駅前西口駐車場の使用の申込みに係る使用料の納付に使用することができるものとする。

議案第 51 号

彦根市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

彦根市自転車駐車場条例(平成 6 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「2,570 円」を「2,610 円」に、「250 円」を「260 円」に、「3,800 円」を「3,870 円」に、「5,340 円」を「5,430 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自転車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた使用の申込みに係る使用料について適用し、同日前に行われた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 52 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,570 円」を「2,610 円」に、「3,800 円」を「3,870 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 53 号

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の廃止および認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
531	正法寺町杉ヶ谷 1 号線	彦根市正法寺町字杉ヶ谷 285 番 1	彦根市正法寺町字杉ヶ谷 286 番 250	
1555	肥田町西町東町線	彦根市肥田町字西町 1352 番	彦根市肥田町字東町 185 番	
3213	西今町前田 2 号線	彦根市西今町字前田 640 番 7	彦根市西今町字馬場出 638 番 7	
3256	平田町大沢団地 6 号線	彦根市平田町字高田 606 番 8	彦根市平田町字高田 600 番 11	
3418	高宮町樋ノ詰 1 号線	彦根市高宮町字樋ノ詰 1646 番 5	彦根市高宮町字樋ノ詰 1654 番	
3448	高宮町上ヨノコ田 1 号線	彦根市高宮町字上ヨノコ田 1638 番 5	彦根市高宮町字上ヨノコ田 1638 番 14	

2 認定

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
531	正法寺町杉ヶ谷・東代線	彦根市正法寺町字杉ヶ谷 286 番 3	彦根市原町字東代 108 番 5	
1555	肥田町西町東町線	彦根市肥田町字西町 266 番 4	彦根市肥田町字東町 184 番	

1672	野良田町上スカタ線	彦根市野良田町字上スカタ 285 番 6	彦根市野良田町字上スカタ 284 番 1	
2153	原町平野・一ツ松線	彦根市原町字平野 486 番 2	彦根市原町字一ツ松 362 番 1	
3213	西今町前田・馬場出線	彦根市西今町字前田 640 番 7	彦根市西今町字馬場出 583 番 19	
3256	平田町大沢団地 6 号線	彦根市平田町字高田 606 番 8	彦根市平田町字高田 598 番 2	
3418	高宮町樋ノ詰・円城寺線	彦根市高宮町字樋ノ詰 1646 番 5	彦根市高宮町字円城寺 1655 番 20	
3448	高宮町上ヨノコ田・円城寺線	彦根市高宮町字上ヨノコ田 1638 番 5	彦根市高宮町字円城寺 1655 番 10	
3465	野瀬町蓮ノ町 3 号線	彦根市野瀬町字蓮ノ町 8 番 3	彦根市野瀬町字蓮ノ町 6 番 13	
3466	野瀬町上須川・下須川 1 号線	彦根市野瀬町字上須川 43 番 8	彦根市野瀬町字下須川 78 番 3	
3467	下後三条東 13 号線	彦根市後三条町字下山守 528 番 1	彦根市後三条町字下山守 535 番 9	
3468	八坂町頭無 7 号線	彦根市八坂町字頭無 1996 番	彦根市八坂町字頭無 1994 番 10	
3469	野瀬町野神・藪ノ内線	彦根市野瀬町字野神 435 番 1	彦根市野瀬町字藪ノ内 448 番 10	
3470	野瀬町藪ノ内線	彦根市野瀬町字藪ノ内 445 番 10	彦根市野瀬町字野神 437 番	
3471	平田町四尺井 2 号線	彦根市平田町字四尺井 301 番 3	彦根市平田町字一ツ屋 340 番	
3472	野瀬町上須川 1 号線	彦根市野瀬町字上須川 55 番 10	彦根市野瀬町字上須川 55 番 7	
3473	岡町宮前 3 号線	彦根市岡町字宮前 145 番 2	彦根市岡町字宮前 144 番	
4199	八坂町 19 号線	彦根市八坂町字北村 3075 番 12	彦根市八坂町字北村 3075 番 1	
4200	八坂町 20 号線	彦根市八坂町字北村 3102 番	彦根市八坂町字青柳 1465 番 2	